

15.

財務情報の完全性



会社の将来に関するビジネス上の意思決定は、データ、文書、報告等に基づいて行われます。従い、報告や文書化が、正確で、完全であることは大変重要です。法的な要求に加えて、適切で正しい報告は、会社の経営者や株主、その他のステークホルダーにとって、また会社への信頼や信用維持のためにも、大変重要です。

報告の完全性と透明性は会社にとって重要であり、全てのデータは、取引および事象を正確に反映する必要があります。この姿勢は、会社が扱う全てのデータに対して当てはまりますが、特に、財務・会計情報に対して重要です。

会社および社員は、次のことを徹底しなければなりません。

- 全ての取引が適正に承認され、迅速に正直に正確に記録されること
- 取引の本質を歪曲しないこと
- 全ての会計処理が、会社の採用する一般的に認められた会計原則 (GAAP) に従っていること。但し、その原則が、特定国の会計法や会計規則上許容されない場合は除く
- ビジネス文書においては、誇張、充て推量、誹謗中傷、等の表現は避けること
- 記録の改ざんや粉飾を行わないこと
- 費用の精算を行うにあたり事実と会計処理を完全に一致させること
- 内部の要求事項および法的な要求事項に応えるべく、文書を安全に保管すること



社員は、情報を記録・作成する際、最大限正確であろうと努力しなければなりません。時として間違いは起こりえます。意図的に不適切な記録を行った場合や記録を改ざんした場合に限り、この行動基準違反とします。

会計処理、内部統制、監査、財務報告に関して疑問や不満がある場合には、社員は上司、人事部門または財務部門に相談して下さい。そうした相談がやり難い場合には、法務部門または内部通報窓口にご相談して下さい。

社員は、会社の代表としてその権限がある場合にのみ、個別の取引を行って下さい。そうした権限は、特定の目的の為に会社の代表者から代理委任状を得た場合と、職務上の地位および会社の決裁権限を規定した文書に基づく場合、の2種類があります。



16.

マネーロンダリング防止

マネーロンダリングとは、個人や法人が、不正に得た資金を隠したり合法的に得た資金に偽装したりするプロセスのことをいいます。マネーロンダリングは、重大な犯罪であり、国際会議や各国の刑法で規制されています。銀行間の送金や外国為替を含む資金決済は今日では各国のおよび国際的な機関により日常的に監視されています。

三菱重工グループは、マネーロンダリングを見逃したり、結果的に手助けしたりすることがないようにします。

社員は、支払の方法におかしな点がないか常に注意を払い、インテグリティに欠けるように見えるパートナーと仕事をす際には、十分気をつけるようにして下さい。

支払方法のおかしな点にあたる具体例としては、以下のような場合があります。

- 支払が、請求書上の通貨とは異なる通貨で行われる
- 取引と無関係な国から支払または入金となされる
- 現金または現金相当物での決済をしようとする
- 支払が、契約とは無関係な第三者から、または、通常のビジネスで使用する口座とは別の口座からなされる
- 複数の請求書がある場合に、複数の異なる支払方法で支払うよう要求がある
- 過払いの要求がある

疑わしい行動を見聞きたり、社内外から疑わしい要求を受けたりした場合には、社員は、法務部門に報告して下さい。

新しいビジネスパートナーと取引を開始する場合には、違法な財務取引を防止・検出するために、デュー・デリジェンスを適切に行うようにして下さい。

17.

モニタリング、報告、および制裁措置

モニタリング

三菱重工グループの経営者・管理者は、全てのビジネス活動において、この行動基準を広くグループ内に浸透させ、実施させなければなりません。また、法令遵守およびこの行動基準への準拠状況は、三菱重工グループの全ての会社で定期的にモニターされなければなりません。その際、そのモニターの仕方そのものも、当該国の関連法令・規定に準拠していなければなりません。

コンプライアンスを所掌する組織は、本社、ドメイン、地域の各階層に置き、グローバル規模でのコンプライアンス・プログラムの実施を支援します。

行動基準に違反した場合の報告

社員は、この行動基準に違反した事象もしくは違反の可能性がある事象に直面した場合、速やかに行動することが強く求められます。社員は、自分の上司・監督者にその違反をすぐに報告して下さい。上司に報告することがためられる場合には、他の管理者、法務部門、または内部通報窓口に連絡して下さい。



会社は、通報内容に関して真剣に対応します。内部調査は守秘を前提に行い、この行動基準や法令への違反がなかったかどうかを判定します。調査過程においては、関係者は全面的に協力し、全ての質問に正直に回答しなければなりません。

行動基準への違反を報告することは、会社のためになります。従い、行動基準違反を報告した者に対する報復的な行為は、その報告内容がたとえ事実と証明されない場合であっても、断じて許されません。通報者への報復行為はそれ自体この行動基準の違反となります。

制裁措置

この行動基準に違反した場合、懲戒処分の対象となりえます。もっとも厳しい場合には、懲戒解雇の処分が下されます。また、行動基準違反が法令違反を伴う場合、刑事訴追に至るケースもあります。

三菱重工グループ・グローバル行動基準



本社

〈三菱重工ビル〉

〒108-8215 東京都港区港南 2-16-5

TEL：03-6716-3111（大代表）

〈横浜ビル〉

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-3-1

www.mhi.co.jp